



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省「地方公共団体等におけるホームページの
バリアフリー化に関する講習会」(2016年9月～11月)

公的機関に求められるホームページ等 のアクセシビリティ対応

総務省 情報流通行政局
情報通信利用促進課

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定・ガイドライン等

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から情報を取得できなかったり、ウェブ上の手続きができないという問題が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

- 避難所等の情報や地図が画像PDF（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。
- 市長の会見の様子が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。
- ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。
- 背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。
- ホームページが構造化されておらず、機械判読可能（機械やコンピューターで直接読み取って利用できる形式であること）でないため、外国人が自動翻訳ソフトを使用した際にうまく翻訳されない。

ウェブアクセシビリティ対応は障害者のためだけの特別な対応ではない。誰しも障害者と同様の状況になり得る。一般の利用者のためにもウェブアクセシビリティ対応が必要。

- 一時的な怪我、病気(交通事故でギブスをはめて腕が使えない、目の病気で眼帯を付けていて目が見えない等)
- 加齢による変化
 - 加齢による視力低下(老眼、水晶体の変化(黄色がかって見える、暗く見える、ぼやけて見える)等)
 - 中高年に多い目の病気(白内障、緑内障等)
※70代後半の約半数が黄変化を伴う白内障
 - 加齢による聴力低下
- 外国人旅行者(日本語を理解できない外国人が、旅行中に震災にあった場合に、避難情報等を得られるか)
- 外出時の小型端末(スマートフォン、スマートウォッチ等)の利用(小さな画面で情報を得られるか)

また、ウェブアクセシビリティ対応を行えば、ユーザビリティが向上し、利用者の満足度向上、窓口への問合せ減少による業務効率化につながる。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

(地域社会における共生等)

第三条 (前略)次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条

- 2 国及び地方公共団体は、(中略)、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じた措置を講じること。

例. 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^(注) ※民間事業者には、個人事業 者、NPO等の非営利事業 者も含まれます。	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなければ なりません。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第五条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例. 車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、環境の整備として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等

障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティは、「合理的な配慮を的確に行うための環境の整備」の一環と位置づけられ、事前的改善措置として計画的な推進が求められている。

JIS X 8341-3

- ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格(JIS)
- ウェブアクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定。
- 61項目の達成基準は、A(最低レベル)、AA、AAA(最高レベル)の3つの適合レベルに分類。

みんなの公共サイト 運用ガイドライン

- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組の支援を目的とした手順書。
- 2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠することが目標。

<適合レベルAの項目例>

- 画像や動画等に代替テキスト(視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト)を提供する。
- 動画の音声情報を字幕として提供する。
- 全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にする。

<適合レベルAAの項目例>

- 動画に音声解説を提供する。
- テキストは、機能やデザインを損なうことなく200%まで拡大できるようにする。
- 文字画像ではなくテキストで情報提供する。

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の実践の支援を目的として作成された手順書

○運用ガイドラインの対象となる団体

国及び地方公共団体等の公的機関※

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。

○運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。

- ・ 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)
- ・ 関連サイト(公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ(例:観光用サイト、イベント用サイトなど)。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。)
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム(例:電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など)
- ・ スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ(例:公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など)
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ(例:マニュアルなど)
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション(例:文書管理、財務会計、住民情報管理など)のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。

- ウェブアクセシビリティ方針※¹を策定・公開していない団体は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する。
- 提供するホームページ等について、遅くとも2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠※²(試験の実施と公開)する。
- 1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表※³」を公開する。

※¹ ウェブアクセシビリティ方針: ウェブアクセシビリティを確保するため、取り組む対象範囲、目標とする適合レベル(A, AA, AAA)及び対応度(準拠、一部準拠等)、目標を達成する期限等を示す方針。

※² 準拠: ウェブアクセシビリティ基盤委員会が独自に定めた、ウェブコンテンツが『JIS X 8341-3:2016』にどのように対応しているかを表記するための標記方法の一つ。

- レベルAに一部準拠: レベルAの達成基準を一部満たしていない。

- レベルAに準拠: レベルAの全ての達成基準を満たす。

- レベルAAに一部準拠: レベルAの全ての達成基準を満たす。しかし、レベルAAの達成基準を一部満たしていない。

- レベルAAに準拠: レベルA、レベルAAの全ての達成基準を満たす。

※³ ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表: ウェブアクセシビリティ確保のための取組について、毎年継続的に確認・評価するための表。「団体全体としての取組確認・評価シート」、「個々のホームページ等取組確認・評価シート」の2つの表で構成される。

		運用モデル 項番	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点 ポイント
									小計	中計	
基本的 対応の 徹底	対象の把握	5.1.	団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを一般に公開しない職員向けのものも含めて洗い出し把握している			0	8
	団体として統一したガイドラインの策定	6.1.	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3に対応している	最新のJIS X 8341-3に対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直している				
段階的 拡大	公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる	PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる			0	12
	公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト／ウェブアプリケーション、ウェブシステム／スマートフォン向けサイト／携帯電話向けサイト等)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら組んでいる				
	民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら組んでいる				
									合計	0	20

		運用モデル 項番	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点 ポイント
									小計	中計	
継続性	ガイドライン	6.2.1	団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうかわからない	団体として策定した共通のガイドラインの存在は知っているが活用していない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直すべき点を洗い出し、見直しに参加している			0	16
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である				
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である				
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んでいない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である				
実現内容の 確認と公開	取組の実現内容	7.1.	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である			0	8
	アクセシビリティの実現内容	7.2.	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である				
利用者との 協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組み、ホームページ全体の改善に利用している	—			0	6
	利用者との協働体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）へ協力を求めたことがない	利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴取し、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につなげる取組を行っている	—				
									合計	0	30

JIS X 8341-3に基づく取組を支援するための、ホームページのアクセシビリティ評価ツール

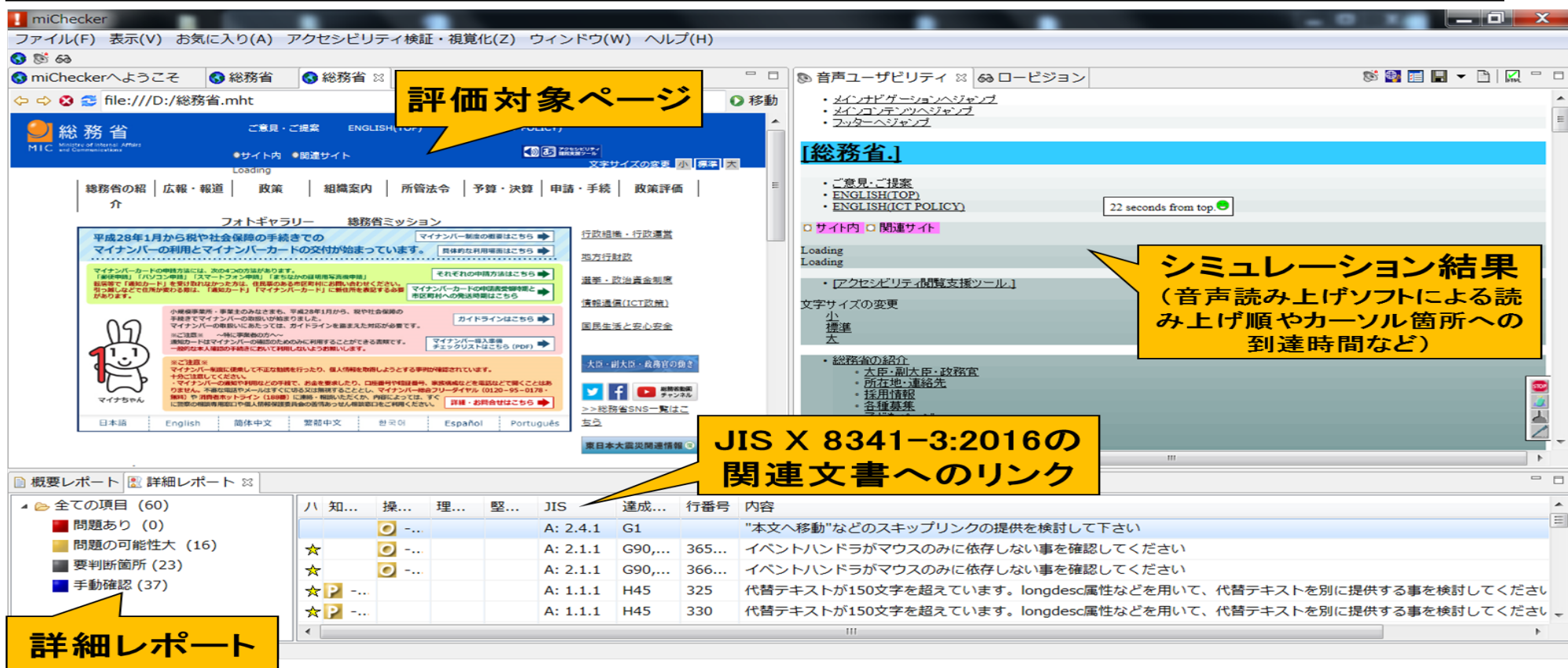
OmiCheckerの機能

- 明らかに問題がある箇所を特定します。
- 問題の可能性が高い箇所、問題があるかどうか人が判断すべき箇所を特定します。
- 問題箇所に関連するJIS X 8341-3の関連情報を提供します。
- 音声読み上げソフトの読み上げ順や、高齢者・弱視者の見え方などを視覚的にシミュレーションし、問題の把握や目視確認時の判断を支援します。

OmiCheckerの利用場面

- 新しいページの公開前に、問題の有無を確認する
- 既に公開されているページの問題の有無を確認する
- リニューアルなどの際、業者の作成したページの検証を行う
- CMSにmiCheckerの機能を取り入れ、日々の運用で利用する。(付属資料「CMS等との連携手順書」参照)

【注意点】miCheckerはJIS X 8341-3に基づく検証を全て自動的には行えるものではありません。人の判断により検証すべき項目が多数あります。



評価対象ページ

シミュレーション結果
(音声読み上げソフトによる読み上げ順やカーソル箇所への到達時間など)

JIS X 8341-3:2016の関連文書へのリンク

詳細レポート

ハ	知...	操...	理...	堅...	JIS	達成...	行番号	内容
☆					A: 2.4.1	G1		"本文へ移動"などのスキップリンクの提供を検討して下さい
☆					A: 2.1.1	G90...	365...	イベントハンドラがマウスのみに依存しない事を確認してください
☆					A: 2.1.1	G90...	366...	イベントハンドラがマウスのみに依存しない事を確認してください
☆					A: 1.1.1	H45	325	代替テキストが150文字を超えています。longdesc属性などを用いて、代替テキストを別に提供する事を検討してください
☆					A: 1.1.1	H45	330	代替テキストが150文字を超えています。longdesc属性などを用いて、代替テキストを別に提供する事を検討してください

○平成29年度

国及び地方公共団体の公式ホームページを対象に、miCheckerを用いてウェブアクセシビリティ対応状況調査(JIS X 8341-3への対応状況調査)を行う。

調査結果については、ランキング化するなど、各団体の取組状況を可視化し、公表する。

○平成30年度以降

引き続き、公的機関のウェブアクセシビリティ対応の取組を促進するための施策を実施。

参考

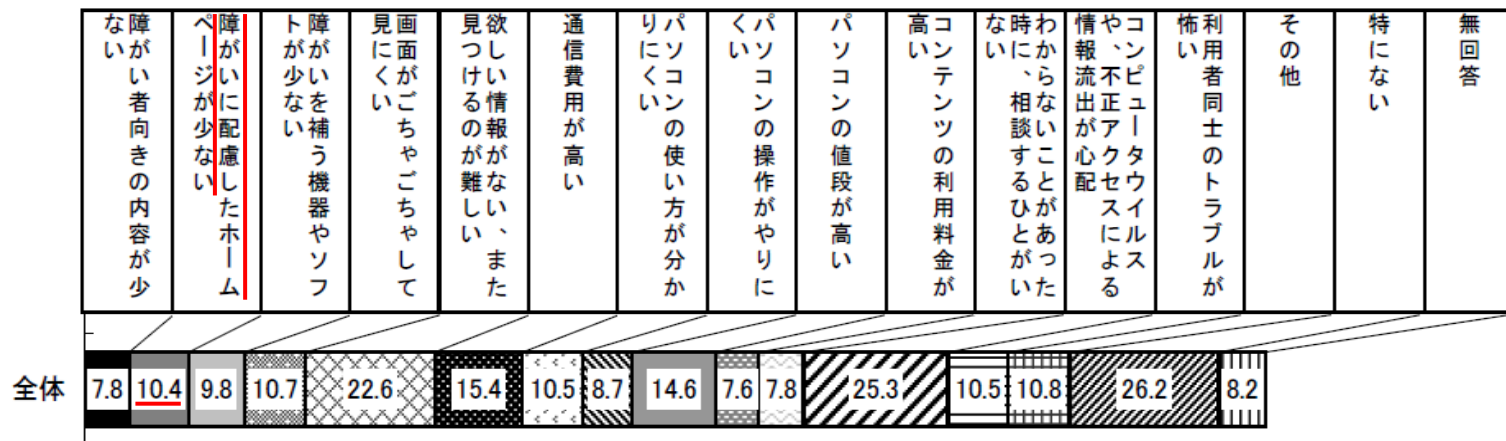
障害者がインターネット利用で困ること

17

■全体

インターネット利用率

53.0%



■障がい種別

インターネット利用率

91.7%

視覚障がい

93.4%

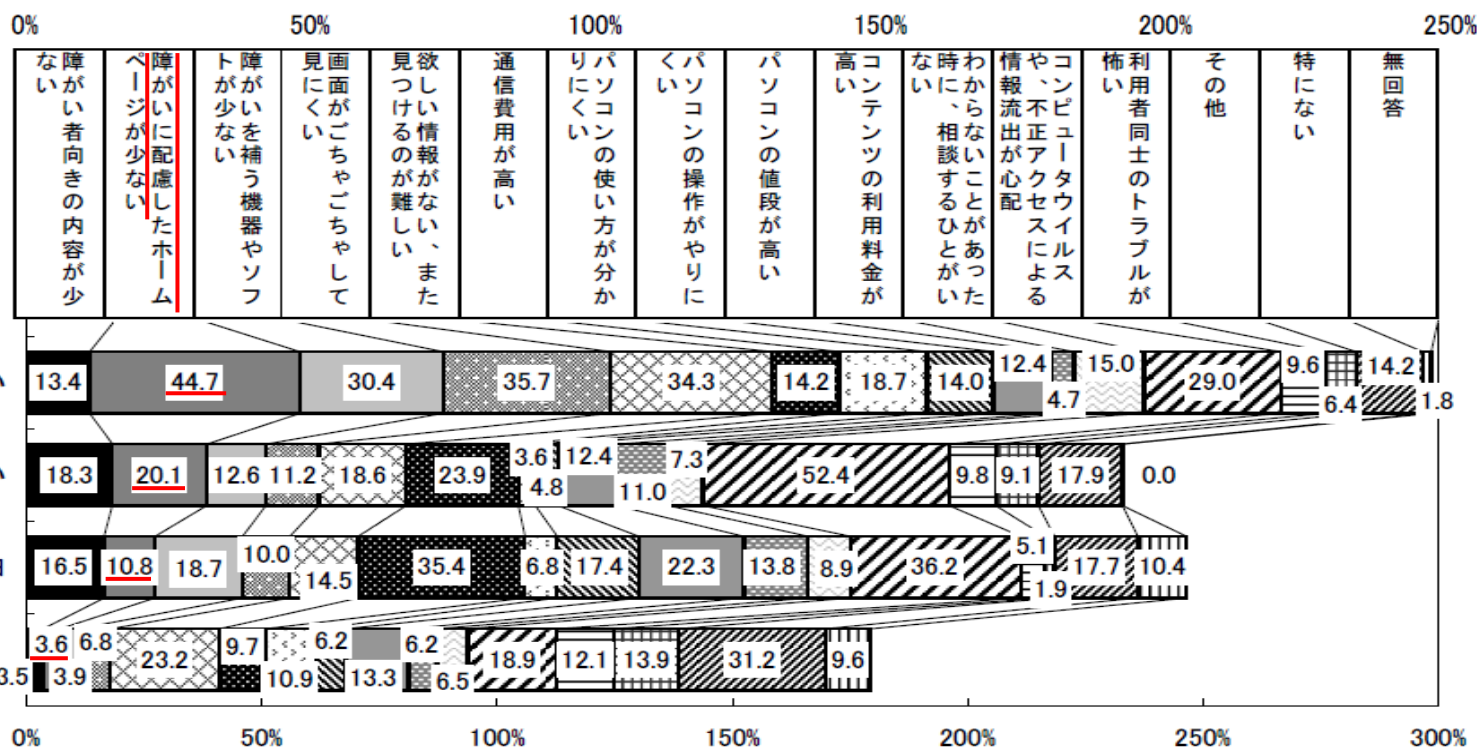
聴覚障がい

82.7%

肢体不自由

46.9%

知的障がい

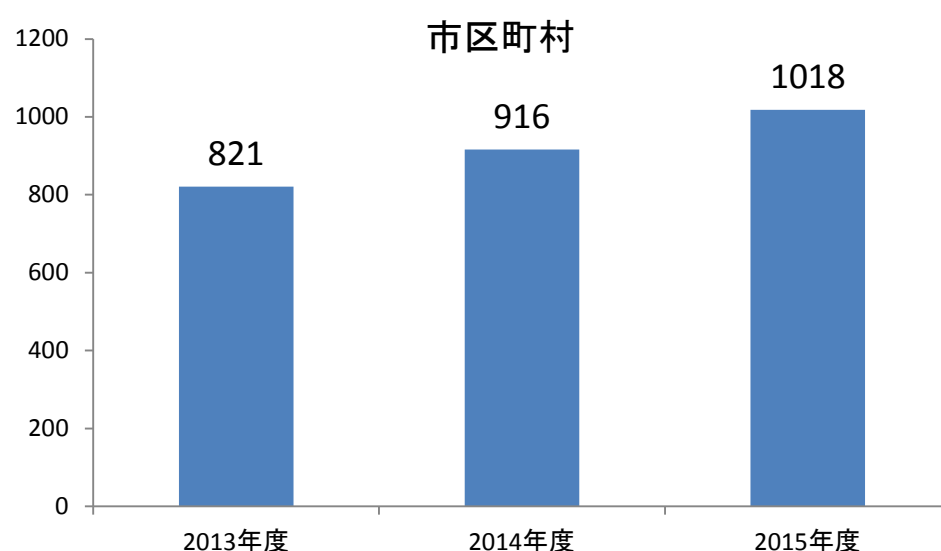
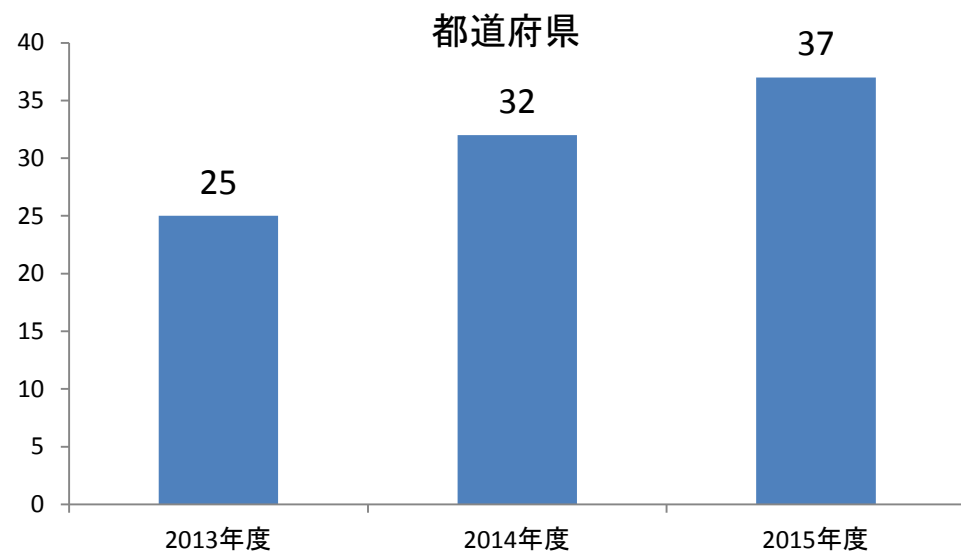


(出典)総務省「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」(平成24年6月)

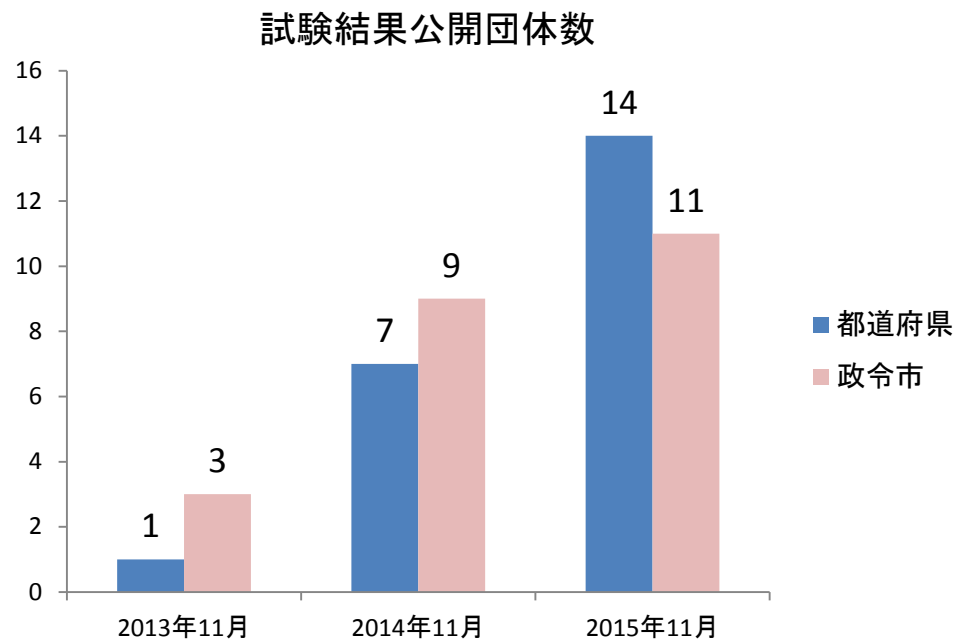
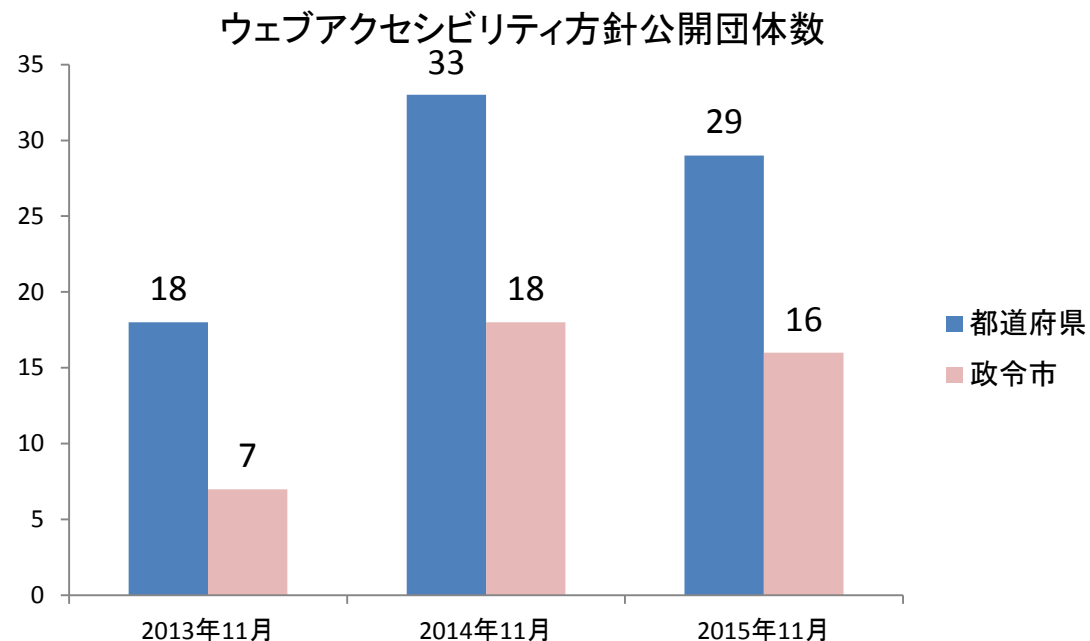
地方公共団体のウェブアクセシビリティ対応状況

18

総務省「地方自治管理概要」:「JIS X 8341-3に準拠している」と回答した団体数



ウェブアクセシビリティ基盤委員会「公的機関におけるウェブアクセシビリティ方針策定と試験結果表示の実態調査」



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等※は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

※行政機関等：国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人（同法第二条第三項）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針※

第2行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。（後略）

ア（前略）なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。（中略）

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

世界での動き

平成11年5月

ウェブアクセシビリティガイドライン※1 1.0
(W3C/WAI ※2)

平成20年12月

ウェブアクセシビリティガイドライン2.0

平成24年10月

ウェブアクセシビリティガイドライン 2.0が
ISO/IEC40500:2012※3として承認
(ウェブアクセシビリティガイドライン2.0=ISO/IEC40500:2012)

国内での動き

平成2年6月
(平成12年6月改定)

情報処理機器
アクセシビリティ指針
(通産省告示)

平成16年6月

高齢者・障害者等配慮設計指針
(第3部:ウェブコンテンツ)
(日本工業規格JIS X8341-3:2004)
(経済産業省)

平成22年8月改正

日本工業規格JIS X8341-3:2010
(経済産業省)

平成28年3月改正

日本工業規格JIS X8341-3:2016
(経済産業省)

平成11年5月

インターネットにおける
アクセシブルなウェブコ
ンテンツの作成方法に
関する指針
(郵政省、厚生省)

平成17年12月

みんなの公共サイト運用モデル
(総務省)

平成23年3月改定

みんなの公共サイト運用モデル
(2010年度版)
(総務省)

平成28年4月公開

みんなの公共サイト運用ガイドライン
(2016年版)
(総務省)

みんなのアクセシビリティ評価
ツールmiChecker Ver.1.0
(総務省)

みんなのアクセシビリティ評価
ツールmiChecker Ver.2.0
(総務省)

国内規格(JIS)の策定

ウェブアクセシビリティガイド
ライン2.0を踏まえた改正

国内規格(JIS)が国際規格
(ISO/IEC40500:2012)
と完全一致するように改正

※1 ウェブアクセシビリティガイドライン:W3Cにより定められたウェブページのアクセシビリティに関するガイドライン

※2 W3C(World Wide Web Consortium):ウェブで利用される技術を扱う国際的な標準化団体

WAI(Web Accessibility Initiative):W3C内に組織されているウェブアクセシビリティの向上を目的とした団体

※3 ISO(International Organization for Standardization:国際標準化機構):様々な分野の技術を扱う国際的な標準化団体

IEC(International Electrotechnical Commission:国際電気標準会議):電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体